

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

資金繰り支援

中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰り支援は、信用保証枠の拡大と融資の特別枠の設定があります。

【資金繰り支援の全体像】

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。 | 危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

| 金利引き下げなし | 金利▲0.9引下げ | 実質無利子融資 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| セーフティネット貸付 基準金利 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 | 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 |
| 【対象要件】 売上高等の要件はなし | 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応 | 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減 |

【出展】 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」パンフレット令和3年3月1日18:00時点版（以下のリンクをクリックすると最新版が表示されます）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

1. 政府系金融機関による資金繰り支援

1 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【融資限度額（別枠）】

中小事業 6億円

国民事業 8,000万円

【金利】

当初3年間 基準金利▲0.9%、

4年目以降基準金利中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.26%→0.36%

※金利は令和3年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【利下げ限度額】

中小事業 3億円

国民事業 6,000万円

2. 新型コロナウイルス対策マル経融資

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

別枠 1,000 万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。

【ご利用いただける方】

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠 1,000 万円

【金利】1.21%（令和3年1月4日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

3 商工中金による危機対応融資

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【融資限度額】 6億円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 1.11%→0.21%

【利下げ限度額】 3億円

※令和3年1月4日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

4 特別利子補給制度（実質無利子）

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業・商工中金 3億円
国民事業 6,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

5. 既往債務の借り換え

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

（1）日本政策金融公庫及び沖縄公庫

中小事業 3億円 国民事業 6千万円

（2）商工中金 3億円

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【借換え限度額】

（１）日本政策金融公庫及び沖縄公庫

中小事業 6 億円 国民事業 8 千万円

（２）商工中金 6 億円

2. 信用保証枠の拡大（セーフティネット保証など）

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とする資金繰り支援策の一つです。信用保証協会が、通常の保証枠（最大 2 億 8 千万円）とは別枠で保証を行うことにより、民間金融機関は中小企業に対する融資を行いやすくなります。

（１）セーフティネット 4 号による別枠保証

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して、幅広い業種で影響が生じている「地域」について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100%を保証します。

【対象中小企業者】

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- ・申請者が、指定*を受けた地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

*令和 2 年 3 月 2 日に全都道府県を対象に指定しました。

- ・指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

【出典】 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

（２）セーフティネット 5 号による別枠保証

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2 億 8 千万円、4 号と同枠）で借入債務の 80%を保証します。

【対象中小企業者】

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。

- ・指定業種*に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5%以上減少の中小企業者

*令和 2 年 5 月 1 日より全業種が指定されました。

- ・指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

【出典】 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

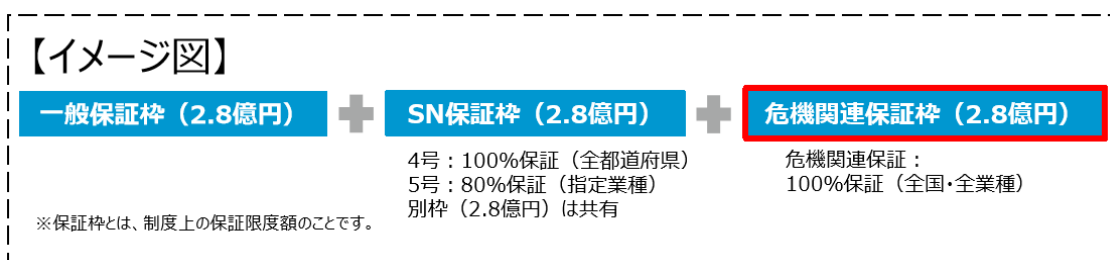
(3) 危機関連保証による更なる別枠保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種*の事業者を対象に借入債務の100%を保証します。

【対象中小企業者】

- ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- ・指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

*一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。



【出典】 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

(4) セーフティネット保証、危機関連保証利用の流れ

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※信用保証協会または金融機関による審査の結果、利用できない場合があります。

【問い合わせ先】最寄りの信用保証協会

<https://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（5）信用保証付き融資における保証料・利子減免、既往債務の借り換え

都道府県等による制度融資を活用して、**民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大**しました。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借り換え可能になりました。

（一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。）

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

| | 売上高▲5% | 売上高▲15% |
|------------------------------------|------------|------------|
| 個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、 小規模のみ) | 保証料ゼロ・金利ゼロ | |
| 小・中規模事業者 (上記除く) | 保証料1/2 | 保証料ゼロ・金利ゼロ |

【融資上限額】 6,000万円（拡充前4,000万円）

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務（実質無利子融資を含む）も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

【申込期限】

令和3年3月末までに金融機関を通じて信用保証協会にお申し込みください。

【問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570 - 783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

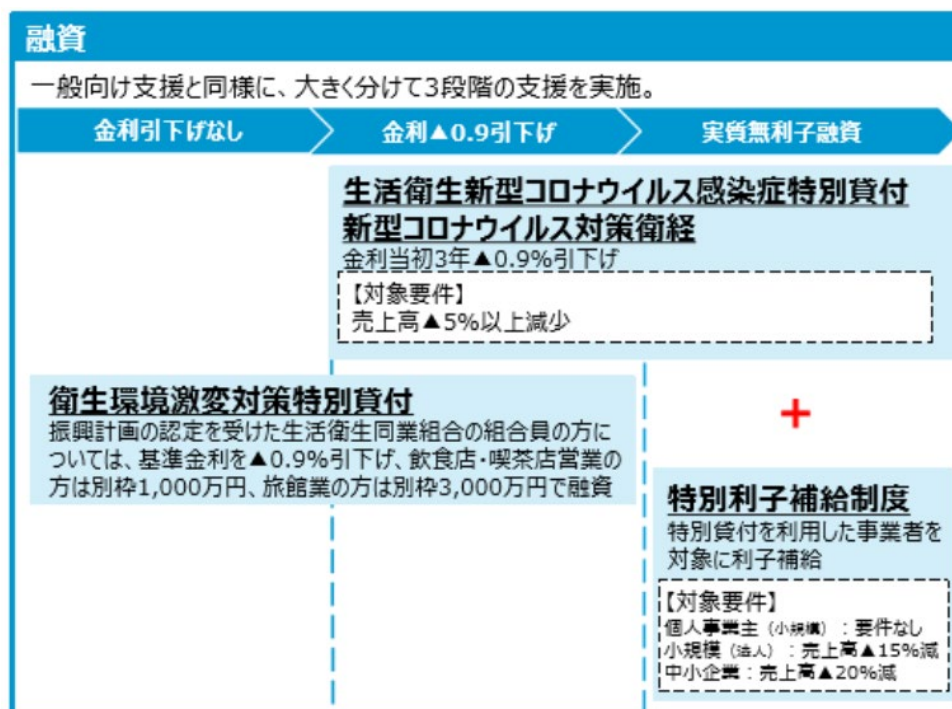
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

3. その他

①生活衛生関連事業者向け融資制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした融資制度に加え、生活衛生関係の事業者の方は以下の支援策が活用できます。



①生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

【出典】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html

②特別利子補給制度

【出典】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftyntet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika_seiei.pdf

③衛生環境激変対策特別貸付

【出典】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html#covid_19

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

④生活衛生改善貸付

【出典】

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html#covid_19

（２）小規模企業共済制度＊の特例緊急経営安定貸付等

＊小規模企業共済制度とは

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために毎月一定額を積み立てる制度。掛金が全額所得控除できるなどの税制上のメリットに加え、事業資金の借入れもできる。

【小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付とは】

経済環境の変化等に起因した一時的な業況悪化により、資金繰りに支障をきたしている小規模企業共済の契約者に対して、（独）中小企業基盤整備機構が経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売上が減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急経営安定貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

【貸付限度額】 2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）

【貸付利率】 無利子

【償還期間】 貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】 6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】 不要

【利子減免制度】

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和2年3月1日以降の借入れが対象となりま

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

す。

【掛け金の納付期限延長など】

ご希望により①掛け金の納付期限の延長、②掛金月額の減額のいずれかをお選びいただけます。

①掛け金の納付期限の延長掛金の納付期限を最大 6 か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

②掛金月額の減額掛金月額は、1,000 円から 70,000 円の範囲内（500 円単位）で自由に選択できます。

*利子減免制度および掛け金納付期限延長などをご利用いただける方
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方

【問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日 9:00～18:00 （電話）050-5541-7171

【参考】 <https://www.smri.go.jp/kyosai/skyosai/>